
企業行動憲章

2008年4月1日
日本橋梁株式会社

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため日本橋梁株式会社は、企業活動の展開にあたり、次の10原則に基づき、すべての関係法令およびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって自主的に行動する。

1. 美しく豊かな国土の建設に貢献する製品を、社会的な要請に応じて安全性と品質に十分配慮して開発、提供し、発注者と橋梁の利用者の満足と信頼を獲得する。
2. 事業活動に関わる法令のみならず、社会通念やモラルの遵守を徹底し、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を行う。
3. 政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
4. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
5. 業務の有効性と妥当性を保ち、財務報告の信頼性の確保を図ると共に、資産の保全を図り、公正かつ適正な情報を適時に開示する。
6. 環境問題への取組みは、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
7. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、企業活動及び業務を通じて良識ある社会人を育成する。また、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
8. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
9. 社長は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、ステークホルダーにも周知して、理解を求める。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、社長自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上